

小牧市自殺対策推進協議会設置要綱

令和 2 年 3 月 3 1 日  
3 1 小保セ第 2 5 1 5 号

(設置)

第 1 条 自殺対策基本法（平成 1 8 年法律第 8 5 号）第 1 3 条第 2 項の規定により策定した小牧市自殺対策計画（以下「計画」という。）に基づき、自殺対策について実施状況を評価し、及び検証し、自殺対策を総合的かつ効果的に推進するため、小牧市自殺対策推進協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第 2 条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 自殺対策の施策に関すること。
- (2) 自殺対策に係る関係機関の連携強化に関すること。
- (3) 自殺対策の普及及び啓発に関すること。
- (4) 計画の進捗管理並びに実施状況の評価及び検証に関すること。
- (5) その他自殺対策の推進に必要な事項

(組織)

第 3 条 協議会は、委員 1 5 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 精神科医
- (2) 民生委員の代表者
- (3) 労働組合に属する者
- (4) 愛知県小牧警察署に属する者
- (5) 社会福祉法人小牧市社会福祉協議会に属する者
- (6) 市立の小学校及び中学校の児童生徒の保護者
- (7) 地域の代表者
- (8) 愛知県春日井保健所の職員
- (9) 市職員

(委員)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退

いた後も、同様とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が必要に応じて招集する。

2 協議会は、会議において必要があると認めるときは、議事に関係のある者に対して出席を求め、その説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、保健センターにおいて処理する。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和元年10月10日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。